

企業信用情報システム導入に係る委託契約の必要性の検討

担当課：総務部契約局総務委託物品課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果										
<p>1 企業情報提供サービス利用契約の内容 入札参加業者が、倒産その他の経営状況の変化により、府の発注する建設工事等を受注・履行できない状況に陥っていないかどうかをチェックする目的で、平成15年度より株式会社帝国データバンク（以下「委託業者」という。）と随意契約を締結している。</p> <p>(1) 大阪府電子調達システムと委託業者の企業信用情報に係るデータベースとをネットワークを通じて接続することにより、職員は常時、企業の信用情報を閲覧できる（平成25年度の閲覧件数は、9,892件）。</p> <p>(2) 倒産等の情報は翌日に反映されるため、例えば低入札価格調査を必要とする案件が発生し、経営状況を確認する必要性が生じた場合などには、その時点での最新の情報を得るために使用している。</p> <p>(3) 閲覧できる企業情報は、主要な取引銀行、仕入先及び得意先、並びに、売上高及び利益に関する情報である。</p> <p>2 随意契約の理由 地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づくもので、当該理由は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>帝国データバンクの企業信用情報のデータベースは、大阪府電子調達システムとネットワークを通じて接続し、常時、信用情報を更新・提供するサービスを行っている唯一の機関であること、及び国土交通省電子入札コアシステム対応の電子証明書の発行を行っており、電子入札の運用についても豊富な知識を有している。</p> </div> <p>3 委託金額の推移</p> <table border="1" data-bbox="270 1383 780 1593"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>3,990,000円</td> </tr> <tr> <td>H16～H18</td> <td>11,760,000円</td> </tr> <tr> <td>H19～H23</td> <td>11,235,000円</td> </tr> <tr> <td>H24～H25</td> <td>11,025,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成15年度は契約開始時期が12月のため4か月分の金額</p>	年度	金額	H15	3,990,000円	H16～H18	11,760,000円	H19～H23	11,235,000円	H24～H25	11,025,000円	<p>1 企業信用情報システムが提供する情報は、通常民間事業者が信用取引を継続して行うに際して、与信管理の一つの情報として活用するためのものであり、最新の情報ではあるが、入札参加業者が建設工事等を受注・履行できない状況かどうかをチェックするには不十分な内容である。</p> <p>2 建設工事受注の際には、通常、落札候補者が経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を提出することになっており、当該通知書には財政状態等を示す情報が記載されることから、その活用でチェックすることも可能である。</p> <p>3 契約局は、各部局が具体的にどのように業務に活用しチェックしているかを把握しておらず、当該システム導入の効果が明確ではない。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 企業信用情報システムの情報が導入目的に適っているかを検証するとともに、各部局の活用実態を把握した上で、当該委託契約の効果を検証し、契約の継続の必要性について検討されたい。</p>
年度	金額											
H15	3,990,000円											
H16～H18	11,760,000円											
H19～H23	11,235,000円											
H24～H25	11,025,000円											

措置の内容

監査の結果を踏まえ、各部局における企業情報提供サービスの活用実態を調査した結果、同サービスを活用している部局については、同サービスと同様の企業情報の提供を受けることができる代替措置が可能であることが確認できた。また、契約局の業務についても代替手段による対応ができることから、平成27年度より企業情報提供サービス利用契約の継続を行わないこととした。

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容						
<p>岸和田土木事務所</p>	<p>契約金額が500万円以上のときは、大阪府暴力団排除条例や総務部契約局総務委託物品課通知により、公共工事等の契約に当たり、元請人や下請人等から暴力団員等ではない旨の誓約書を提出させることとなっているが、下請人から誓約書を入手していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="549 646 1261 798"> <tr> <td>工事名称</td> <td>蜻蛉池公園第3駐車場便所新築工事</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>58,186,800円</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成25年8月30日から平成26年2月28</td> </tr> </table>	工事名称	蜻蛉池公園第3駐車場便所新築工事	契約金額	58,186,800円	契約期間	平成25年8月30日から平成26年2月28	<p>【是正を求めるもの】 条例・通知の趣旨を十分理解するとともに、誓約書の入手を徹底する措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府暴力団排除条例】 (公共工事等からの暴力団の排除に関する措置) 第11条 2 知事は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。</p> <p>【大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について(平成24年3月9日 大阪府総務部契約局総務委託物品課通知)】 公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年4月1日から大阪府暴力団排除条例が施行されており、公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となっています。 本制度の趣旨を理解され、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」の提出を徹底してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等 (施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。) (以下略)</p>	<p>本件監査結果を岸和田土木事務所職員全員に周知するとともに、今後は、条例・通知の趣旨に基づき、適正な事務処理を行うよう関係職員に徹底した。</p>
工事名称	蜻蛉池公園第3駐車場便所新築工事								
契約金額	58,186,800円								
契約期間	平成25年8月30日から平成26年2月28								

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>和泉保健所</p>	<p>庁舎清掃業務委託の履行確認について、受注者から提出を受けた「清掃作業日報」又は「日常業務実施報告書」の各清掃場所のチェック欄にチェックがないにもかかわらず、課長等の確認印が押印されていた。</p> <p>[平成25年度庁舎清掃業務委託]</p> <p>(1) 契約期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約金額:2,653,998円</p> <p>(3) 年間で「清掃作業日報」にチェック漏れのあった清掃場所及びその回数 (主なもの) 2階階段…22回、会議室…7回、2階ロビー・廊下…5回など</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>提出された報告書や日報の記載漏れ等不備があるときは、速やかに受託者(清掃作業担当責任者)や実地に確認を行うなど、適正な履行確認及び検査をされたい。</p> <p>【知的障がい者等の就労支援を目的とした清掃業務(大阪府和泉保健所清掃業務) 契約書】 (業務状況の報告)</p> <p>第22条 受注者は、清掃業務仕様書及び障がい者就労支援業務仕様書に定めるところにより、業務を実施した日毎若しくは業務の完了後遅滞なく、実施した業務内容を記録した書類を発注者に提出し、発注者の確認を受けなければならない。</p>	<p>平成25年度及び平成26年度の受検日以前の清掃作業日報について全て見直し、チェック漏れのあった清掃場所については、全て履行されていることを受託者に確認した。</p> <p>受検日以後の清掃作業日報については、毎日、確認印を押印する前に全てチェックがあることを確認している。</p> <p>また、平成27年度の清掃作業日報については、チェック漏れを発見しやすいよう様式を修正した。平成27年4月1日からは、これを使用している。</p>

扶養手当の認定誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容								
総務部 人事局 総務サービス課	<p>扶養親族のうち、15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（特定期間）にある子は、配偶者以外の扶養親族に対する支給月額6,500円に、5,000円を加算して支給されるが、特定期間にあるにもかかわらず、加算支給がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="510 646 1576 850"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 646 851 730">加算支給を行っていない期間</th> <th data-bbox="851 646 1089 730">既支給額</th> <th data-bbox="1089 646 1326 730">正規支給額</th> <th data-bbox="1326 646 1576 730">未払額(差額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 730 851 850">平成24年4月1日～事務局監査時(平成26年7月)</td> <td data-bbox="851 730 1089 850">182,000円</td> <td data-bbox="1089 730 1326 850">322,000円</td> <td data-bbox="1326 730 1576 850">140,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査対象期間 平成25年度における未払分 60,000円)</p>	加算支給を行っていない期間	既支給額	正規支給額	未払額(差額)	平成24年4月1日～事務局監査時(平成26年7月)	182,000円	322,000円	140,000円	<p>【是正を求めるもの】 速やかに必要な是正措置を講じるとともに、特定期間にある子に対して漏れなく加算支給ができるよう、チェック体制の強化を図りたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 (扶養手当) 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (中略) (2) 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫 (中略) 3 扶養手当の月額、前項第一号に該当する扶養親族については一万三千八百円、同項第二号から第五号までに該当する扶養親族については一人につき六千五百円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については一万千円)とする。 4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日以後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>システムで自動判別されない対象者の加算支給漏れチェックについては、現在実施している生年月日によるデータ抽出確認に加え、今回、加算支給が漏れた続柄によるデータ抽出を確認することで、データのダブルチェック化を図り、チェック体制を強化した。</p>
加算支給を行っていない期間	既支給額	正規支給額	未払額(差額)								
平成24年4月1日～事務局監査時(平成26年7月)	182,000円	322,000円	140,000円								

管外旅費の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
和泉保健所	<p>平成25年度において約10件の管外出張（宿泊を伴うものも含む）があったが、そのうち3件について復命書の提出がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="587 541 1299 850"> <thead> <tr> <th>出張内容</th> <th>旅行日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本公衆衛生学会近畿地方会等</td> <td>平成25年5月30日～同月31日</td> </tr> <tr> <td>日本公衆衛生学会総会</td> <td>平成25年10月24日</td> </tr> <tr> <td>全国保健所長会研修会</td> <td>平成26年1月30日～同月31日</td> </tr> </tbody> </table>	出張内容	旅行日	日本公衆衛生学会近畿地方会等	平成25年5月30日～同月31日	日本公衆衛生学会総会	平成25年10月24日	全国保健所長会研修会	平成26年1月30日～同月31日	<p>【是正を求めるもの】 大阪府庶務規程第29条の規定に違反している。復命書の作成の必要性について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府庶務規程】 (復命) 第29条 出張した職員は、用務が終わったときは速やかに帰庁し、復命書を提出しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭で復命することができる。</p> <p>管外出張等に係る復命について（通知）（平成10年3月24日付け人第540号） 1 職員が管外へ出張した場合又は管内で宿泊を伴って出張した場合（大阪府防災・危機管理当直実施要綱に定める宿直のために管内で出張した場合を除く。）には、大阪府庶務規程第29条ただし書に規定する軽微な事項には当たらず、復命書を提出しなければならないことにする。</p> </div>	<p>3件について、出張した職員から復命書の提出があった。 今後このようなことがないように、復命書の作成及び保管を確実にするよう、平成27年1月に幹部職員を通じ所属職員に再度周知徹底した。 また、復命書を作成、供覧後、復命書の表紙の写しを管外旅費の精算書類に添付することにした。</p>
出張内容	旅行日										
日本公衆衛生学会近畿地方会等	平成25年5月30日～同月31日										
日本公衆衛生学会総会	平成25年10月24日										
全国保健所長会研修会	平成26年1月30日～同月31日										

タクシーチケットの管理の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>総務部 統計課</p>	<p>タクシー使用の確認については、「タクシーの使用基準」により、履行の事実と請求書記載の内容を総務担当主査が確認、押印した上、所属長が最終確認することとされているが、タクシー使用簿に使用後の確認印がない事例があった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 「タクシーの使用基準」に基づき、使用の事実確認後、タクシー使用簿への押印を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【タクシーの使用基準】 (留意点) 3 タクシー使用の確認は、履行の事実と請求書記載の内容を総務担当主査が確認、押印した上、所属長が最終確認する。</p> </div>	<p>「タクシーの使用基準」(平成10年3月総務部財政課)を平成26年10月15日に担当グループ内で再周知した。今後は押印漏れがないよう適正に事務を行う。</p>

対象受検	検出事項	監査の結果	措置の内容
------	------	-------	-------

機関			
茨木土木事務所	<p>「タクシーの使用基準」によれば、タクシーを使用させるときは、タクシー使用簿に発券承認印を押印の上、その使用を承認し、タクシーチケットを交付することとされているが、タクシー使用簿にタクシーチケット発券承認の押印がなされていないものがあった。</p> <p>また、タクシーチケット使用の確認については、使用の事実と請求書記載の内容を総務担当主査が確認し、タクシー使用簿に押印した上、所属長が最終確認することとされているが、タクシー使用簿にタクシーチケット使用の確認を証する押印がなされていないものがあった。</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>「タクシーの使用基準」に基づき、タクシーチケットを使用させる際には、タクシー使用簿へ発券の承認印の押印を徹底されたい。また、タクシーチケット使用の事実確認後には、使用の確認の押印を徹底されたい。</p> <p>【タクシーの使用基準】</p> <p>2 使用の承認</p> <p>所属長等は、タクシーを使用させるときは、タクシー使用簿に発券承認印を押印の上、その使用を承認し、タクシーチケットを交付する。</p> <p>所属長等が不在等やむを得ない理由により、事前に使用の承認が得られない場合は、事後に、発券承認印を得るとともに、事後承認となった理由を明らかにすること。</p> <p>(留意点)</p> <p>3. タクシー使用の確認は、履行の事実と請求書記載の内容を総務担当主査が確認、押印した上、所属長が最終確認する。</p>	<p>タクシーチケットの発券から支払までの事務の流れを「タクシーチケット利用マニュアル」としてまとめ、総務担当者等関係職員に配布した。また、所内全職員に対して「タクシーの使用基準」を再周知し、その遵守を徹底した。</p>

公有財産の更新における旧資産の除却誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>都市整備部 都市整備総務課及び事業管理室</p>	<p>2 大阪府公有財産台帳等処理要領に、除却価格の算出価格の算定が困難な場合に対応する再調達価格とデフレーターを用いた算出方法の考え方が示されている。都市整備部は、多種多様のインフラ資産を有しており、処理要領だけでは十分な対応ができないため、「都市整備部固定資産計上基準」を定めている。</p> <p>同基準には、道路舗装及び河川護岸の除却について、再調達価格とデフレーターを用いた具体的な除却価格の算出方法が定められているが、それ以外のインフラ資産（港湾護岸、下水処理設備、公園園路など）の具体的な算出ルールは定められていない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】 （台帳の異動登録） 第5条 財産の所管換え、増改築、売却等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略） （台帳価格） 第12条(5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p> <p>別表4 固定資産計上基準表（抜粋） 【5】除却・取替処理方針 1 売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合 (2) 1財産の一部を滅失した場合 ⇒除却した部分相当額を減額する。 ⇒除却すべき取得価額及び減価償却累計額は以下のいずれかの方法で行う。</p>	<p>2 都市整備総務課及び事業管理室は、道路舗装及び河川護岸の除却以外についても、インフラ資産の具体的な除却価格算出ルールを明確に定められたい。</p> <p>3 今後の取得資産については、「設備一式」として登載するのではなく、適切な区分で登載することが望ましいことから、区分ごとに公有財産台帳に登載するルールについて関係課と調整されたい。</p>	<p>「都市整備部固定資産計上基準」を改定し、公園園路、港湾護岸、下水処理設備等の除却ルールを規定した。</p> <p>また、取得資産を「設備一式」としていた登載方法を、区分可能な資産単位で登録するよう担当者に周知した。</p> <p>今後も大阪府公有財産台帳等処理要領及び都市整備部固定資産計上基準に基づき、適切な事務処理を行う。</p>
<p>(1)積算書の原議を用いて算出 (2)数量按分で算出 (3)再調達価格と別に定める「建設工事費デフレーター」を用いて算出</p>			

公有財産台帳の登載誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																												
総務部 庁舎周辺整備課	<p>平成25年度に実施した大阪府議会会館北側駐車場の整備工事に関連する支出について、「一般管理費」として処理し、資産計上及び公有財産台帳への登録を行っていないかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 655 1590 1075"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> <th>工事完了日</th> <th>資産計上</th> <th>財産台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府議会会館北側駐車場ゲート設置工事</td> <td>2,493,750円</td> <td>平成25年12月2日</td> <td>未計上</td> <td>未登録</td> </tr> <tr> <td>大阪府議会会館北側駐車場スペース舗装工事</td> <td>2,415,000円</td> <td>平成26年3月31日</td> <td>未計上</td> <td>未登録</td> </tr> <tr> <td>大阪府議会会館北側駐車場表示灯増設工事</td> <td>1,396,500円</td> <td>平成26年3月31日</td> <td>未計上</td> <td>未登録</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	工事完了日	資産計上	財産台帳	大阪府議会会館北側駐車場ゲート設置工事	2,493,750円	平成25年12月2日	未計上	未登録	大阪府議会会館北側駐車場スペース舗装工事	2,415,000円	平成26年3月31日	未計上	未登録	大阪府議会会館北側駐車場表示灯増設工事	1,396,500円	平成26年3月31日	未計上	未登録	<p>【是正を求めるもの】 駐車場整備のための支出については、事業用資産「工作物」として資産計上を行うとともに、公有財産台帳への登録を行う必要があるため、速やかに是正措置を講じられたい。 また、担当者、決裁関係者は、固定資産への計上基準及び公有財産台帳への登録について、その理解とチェックを徹底されたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、公有財産台帳管理システムを用いて取得登録を行うものとする。</p> <p>別表3-1. 工作物(事業用資産)耐用年数一覧表 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1703 993 2389 1152"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">構造種別 (主体構造)</th> </tr> <tr> <th>種目</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑工作物</td> <td>駐車場 アスファルト</td> <td>10年 (区分なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (1) 事業用資産 ア 有形固定資産 公有財産のうち、土地、建物、工作物、立木竹、船舶、浮標等及び航空機を計上する。(以下略)</p>	施設名		構造種別 (主体構造)	種目	用途	雑工作物	駐車場 アスファルト	10年 (区分なし)	<p>平成25年度に実施した大阪府議会会館北側駐車場の整備工事に関連する支出については、工事完了引継書等を基に工事担当者との確認及び公有財産台帳等処理要領との照合を行った上で、公有財産台帳へ登録(過年度修正)し、工作物として資産計上した。 今後は、固定資産への計上基準及び公有財産台帳への登録について、理解とチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
工事名称	金額	工事完了日	資産計上	財産台帳																											
大阪府議会会館北側駐車場ゲート設置工事	2,493,750円	平成25年12月2日	未計上	未登録																											
大阪府議会会館北側駐車場スペース舗装工事	2,415,000円	平成26年3月31日	未計上	未登録																											
大阪府議会会館北側駐車場表示灯増設工事	1,396,500円	平成26年3月31日	未計上	未登録																											
施設名		構造種別 (主体構造)																													
種目	用途																														
雑工作物	駐車場 アスファルト	10年 (区分なし)																													

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
茨木土木事務所	<p>平成25年度に撤去した財産があるが、公有財産台帳からの除却処理が行われておらず、資産が過大となっていた。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="388 541 1430 667"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>撤去日</th> <th>取得価額</th> <th>簿価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道170号舗装工事 (大塚町南工区) ※</td> <td>平成25年8月7日</td> <td>34,334,265</td> <td>11,265,969</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 除却の対象となるのは、道路舗装である。</p>	施設名称	撤去日	取得価額	簿価	一般国道170号舗装工事 (大塚町南工区) ※	平成25年8月7日	34,334,265	11,265,969	<p>【是正を求めるもの】 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、公有財産台帳からの除却処理をするとともに、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略） (台帳価格) 第12条 (5) 売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。 イ 台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合 滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表4「固定資産計上基準表」により算定する。</p>	<p>除却対象となる一般国道170号（大塚町南工区）の道路舗装工事については、公有財産台帳システムにおいて、除却登録を行った。</p> <p>今後は、各グループ等でチェック担当を定め、入力内容を公有財産台帳システム入力担当者と共に複数人で確認するとともに、契約事務担当者と公有財産台帳担当者（工事担当者）間でも連絡をとることとした。また、その徹底のためチェック表を作成した。</p>
施設名称	撤去日	取得価額	簿価								
一般国道170号舗装工事 (大塚町南工区) ※	平成25年8月7日	34,334,265	11,265,969								

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
茨木土木事務所	<p>インフラ資産の整備及び機能向上に関する支出については、建設工事完了後の供用開始までの支出は建設仮勘定として認識され、工事の完了時に資産へ振り替えられ、公有財産台帳に登載されることとなっている。工事が完了していないにもかかわらず、他のインフラ資産の工事完了時に当該資産を固定資産台帳に登載したため、減価償却費が適切に計上されず、公有財産台帳上及び財務諸表上、資産が過小となっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="409 688 1448 898"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>実際の工事完了日</th> <th>公有財産台帳の登録日</th> <th>影響額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要地方道（新）大阪高槻京都線登町高架橋耐震補強工事（その1）</td> <td>平成25年7月22日</td> <td>平成25年5月28日</td> <td>392,328円 資産が過小</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	実際の工事完了日	公有財産台帳の登録日	影響額	主要地方道（新）大阪高槻京都線登町高架橋耐震補強工事（その1）	平成25年7月22日	平成25年5月28日	392,328円 資産が過小	<p>【是正を求めるもの】 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、資産の供用開始により、速やかに建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登載を行うよう、是正されたい。 建設仮勘定の早期精算を防止するため、建設仮勘定の過小計上となっているものがないかを確認するなど、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p>	<p>公有財産台帳の登録日を誤っていた主要地方道（新）大阪高槻京都線登町高架橋耐震補強工事（その1）については、その登録日を工事完了日である平成25年7月22日に修正した。 今後は、各グループ等でチェック担当を定め、入力内容を公有財産台帳システム入力担当者と共に複数人で確認するとともに、契約事務担当者と公有財産台帳担当者（工事担当者）間でも連絡をとることとした。また、その徹底のためチェック表を作成した。</p>
契約名称	実際の工事完了日	公有財産台帳の登録日	影響額								
主要地方道（新）大阪高槻京都線登町高架橋耐震補強工事（その1）	平成25年7月22日	平成25年5月28日	392,328円 資産が過小								

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
岸和田土木事務所	<p>インフラ資産の整備及び機能向上に関する支出については、建設工事完了後の供用開始までの支出は建設仮勘定として認識され、工事の完了時に資産へ振り替えられ、公有財産台帳に登載されることとなっている。建設仮勘定の精算処理及び公有財産台帳への工事完了日の登載が失念により遅延したため、減価償却費が適切に計上されず、公有財産台帳上及び財務諸表上、資産が過大となっているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="528 688 1403 856"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>実際の工事完了日</th> <th>公有財産台帳の登録日</th> <th>影響額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要地方道泉佐野打田線舗装道補修工事</td> <td>平成25年9月4日</td> <td>平成25年10月1日</td> <td>61,061円 資産が過大</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	実際の工事完了日	公有財産台帳の登録日	影響額	主要地方道泉佐野打田線舗装道補修工事	平成25年9月4日	平成25年10月1日	61,061円 資産が過大	<p>【是正を求めるもの】 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、資産の供用開始により、速やかに建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登載を行うよう、是正されたい。 建設仮勘定の遅延精算を防止するため、建設仮勘定の過大計上となっているものがないかを確認するなど、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p>	<p>公有財産台帳への登録日を平成25年10月1日から同年9月4日に修正登録を行った。 建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登録を「要領」に沿って、速やかに行うため、建設仮勘定の精算と公有財産管理システムの理解を進め、スキルアップを図るための研修に取り組む。 また、毎月の資産照合資料等を活用してチェックすることにより、再発防止に努める。</p>
契約名称	実際の工事完了日	公有財産台帳の登録日	影響額								
主要地方道泉佐野打田線舗装道補修工事	平成25年9月4日	平成25年10月1日	61,061円 資産が過大								

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容						
岸和田土木事務所	<p>工事契約に関して、供用するまでの支出については、建設仮勘定として処理し、供用開始後に建設仮勘定を精算し、公有財産台帳に資産情報を登載する必要がある。資産が供用されているにもかかわらず、建設仮勘定の精算処理が行われておらず、公有財産台帳の資産金額が過小となっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="528 787 1362 913"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>供用開始日</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要地方道岸和田港塔原線歩道設置工事</td> <td>平成26年3月24日</td> <td>2,971,500円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	供用開始日	金額	主要地方道岸和田港塔原線歩道設置工事	平成26年3月24日	2,971,500円	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登載を行い、是正されたい。</p> <p>建設仮勘定の精算漏れを防止するため、建設仮勘定について精算未了となっているものの理由を確認するなど、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【建設仮勘定取扱要領】</p> <p>第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div>	<p>建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登載を行なった。</p> <p>実務担当者の本庁（財産活用課及び都市整備部）で開催される研修等への参加、所内での研修開催により、建設仮勘定の精算と公有財産管理システムへの理解を深めることに努める。</p> <p>また、毎月の資産照合資料を活用してチェックすることにより、再発防止に努める。</p>
契約名称	供用開始日	金額							
主要地方道岸和田港塔原線歩道設置工事	平成26年3月24日	2,971,500円							

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
茨木土木事務所	<p>以下の物品について、使用されておらず、今後の使用見込みがないにもかかわらず、不用の決定及び処分等がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="388 583 1219 674"> <thead> <tr> <th>管理No.</th> <th>取得年月日</th> <th>内容</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40070990000</td> <td>平成13年3月30日</td> <td>パソコン</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	管理No.	取得年月日	内容	数量	40070990000	平成13年3月30日	パソコン	1	<p>【是正を求めるもの】 「大阪府財務規則」に基づき、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品については、不用の決定の上、速やかに処分等を行うとともに、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 第87条 知事又は第三条の規定を作成の上物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> </div>	<p>平成26年12月19日付けで不用品決定し、平成27年8月24日廃棄処分（業者による引取り）を行った。</p> <p>今後は、総務担当より年に1度、備品の実査を所内の各備品管理担当グループに指示した上、報告させることとした。また、実査の結果「使用する必要がない又は使用に耐えない物品で保存の必要がないもの」については、総務担当において不用品決定後廃棄処分を行うこととした。</p>
管理No.	取得年月日	内容	数量								
40070990000	平成13年3月30日	パソコン	1								

不納欠損引当金の計上誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容												
茨木土木事務所	債務超過であり、税金未納による差し押さえを受ける状況となっている債務者に対する債権（平成18年度からの河川使用料6,707,120円）について、貸倒等懸念債権に分類していたが、不納欠損引当金が設定されていなかった。	<p>【是正を求めるもの】 財務諸表作成に当たっては、債務者の財産状況や支払いの実行可能性を勘案し債権を分類させる必要があるとともに、債権の回収可能性の実態を適正に反映させることが必要である。 大阪府の財務諸表作成に当たっては、担当者及び決裁者が不納欠損引当金の算定方法を正しく理解した上で、大阪府財務諸表作成基準及び評価性引当金取扱要領に従って、回収可能性に応じて個々の債権を分類・集計し、財務諸表に適正な不納欠損引当金を計上されたい。</p> <p>【評価性引当金取扱要領】 （要引当金額の算定） 第5条 要引当金額は、債務者の財政状態又は経営状態等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。</p> <table border="1" data-bbox="1264 869 2243 1356"> <thead> <tr> <th>債権の分類</th> <th>分類の定義</th> <th>要引当金額の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般債権</td> <td>財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権</td> <td>過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。</td> </tr> <tr> <td>貸倒等懸念債権</td> <td>破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証に</td> </tr> <tr> <td>破産・更生債権</td> <td>破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 貸倒等懸念債権の要引当額について、見積高を算定する特段の方法が存在しない場合は、債権額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた残額の半額を要引当金額とする。</p>	債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法	一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。	貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証に	破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。	<p>貸倒等懸念債権の要引当額については、見積高を算定する特段の方法が存在しないため、債権額の50%を、平成26年度決算より不納欠損引当金として計上している。</p> <p>今後は、評価性引当金取扱要領に定められている債権の分類及び算定方法を適正に運用できるよう、債務者の状況を確認しつつ、要領第5条の表のほか、同条第4項の規定等により、合理的な引当金の計上を行うこととした。</p>
債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法													
一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。													
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証に													
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。													

減損の認識等の判定誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容												
北部農と緑の総合事務所	<p>平成25年度の財務諸表注記において、以下の2農業用水利施設は、「使用低下（水質が改善され、稼働の必要がなかった）」を理由として「減損の兆候があるもの（減損を認識した場合を除く）」に記載されている。</p> <p>減損を認識しない根拠としては、「使用を継続（今後の水質変化に備え維持）」するため、としているが、これら施設は平成20年度から休止しているとともに、今後の明確な稼働見込みが無く、将来の使用の計画が客観的に存在しないのに、減損の認識をしていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 764 1335 919"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三箇牧浄水機場</td> <td>建物</td> <td>高槻市</td> <td>8,355,968円</td> </tr> <tr> <td>玉島浄水機場</td> <td>建物</td> <td>茨木市</td> <td>8,975,704円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	種類	場所	帳簿価額	三箇牧浄水機場	建物	高槻市	8,355,968円	玉島浄水機場	建物	茨木市	8,975,704円	<p>【是正を求めるもの】 平成26年度の大阪府の財務諸表作成に当たっては、附属の設備等を含め、減損の認識をされたい。</p> <p>【大阪府減損処理取扱要領】（抜粋）</p> <p>第1条 本要領は、大阪府財務諸表作成基準（平成23年会計第3894号。以下「作成基準」という。）第3条に規定する貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び府の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。</p> <p>2 固定資産の減損とは、固定資産に現在期待される行政サービス提供能力が当該資産の取得時に想定された行政サービス提供能力に比べて著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。</p> <p>第5条 前条において減損の兆候を確認した結果、減損の兆候がある場合には、次に該当するかを判定し、該当するときは、減損を認識しなければならない。</p> <p>(1) 行政財産等については、当該資産の全部又は一部を当初の行政目的での使用を停止し、かつ、将来にわたって使用が想定されていないとき。</p> <p>2 前項第1号において、当該資産の全部又は一部を将来にわたって使用が想定されていないときとは、次に掲げる要件を満たしていない場合をいう。</p> <p>(1) 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在すること。</p> <p>(2) 当該資産がその使用目的に従った機能を現に有していること。</p> <p>第11条 第5条の規定により減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所及び帳簿価額等の概要 (2) 減損に至った経緯 (3) 減損額の算出方法の概要 (4) 減損の兆候について、第4条第4項の規定により複数の固定資産を一体として確認した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてその行政サービスを提供するものと認めた理由</p>	<p>平成26年度の財務諸表作成に当たって、三箇牧浄水機場及び玉島浄水機場については、減損を認識する旨注記に記載した。</p> <p>今後は、減損の認識が必要な施設について、年次決算整理時に確認し、漏れが生じないように正確な事務処理を徹底する。</p>
用途	種類	場所	帳簿価額												
三箇牧浄水機場	建物	高槻市	8,355,968円												
玉島浄水機場	建物	茨木市	8,975,704円												

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容														
北部農と緑の総合事務所	<p>平成25年度において、以下の施設は、「指標」とした農地の受益面積が、計画比28%と減損の兆候とされる50%を下回っているが、当該指標と異なる判断基準（かんがい期の稼働日数、送水量などの稼働状況）を根拠として、減損の兆候に該当していないものと判断し、財務諸表に必要な注記を行っていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 674 1225 842"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">場所</th> <th colspan="2">受益面積 (ha)</th> <th rowspan="2">B/A</th> </tr> <tr> <th>A 計画時</th> <th>B H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五領揚水機場</td> <td>建物</td> <td>高槻市</td> <td>583</td> <td>163</td> <td>28%</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	種類	場所	受益面積 (ha)		B/A	A 計画時	B H25	五領揚水機場	建物	高槻市	583	163	28%	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>「指標」は、減損の兆候の有無を判断するために、当初計画に比べて、使用状況の著しい低下がないかどうかを判定するものである。当該指標とした受益面積が著しく低下しているため、減損の兆候があると判断し、財務諸表に注記したうえで、減損の認識をしない理由として、稼働率が低下していないことを記載すべきである。</p> <p>平成26年度の大阪府の財務諸表作成に当たっては、固定資産の使用状況に応じて減損の兆候の有無を判断し、財務諸表に必要な注記を記載されたい。</p> <p>-----</p> <p>【大阪府減損処理取扱要領】（抜粋）</p> <p>第1条 本要領は、大阪府財務諸表作成基準（平成23年会計第3894号。以下「作成基準」という。）第3条に規定する貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び府の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。</p> <p>2 固定資産の減損とは、固定資産に現在期待される行政サービス提供能力が当該資産の取得時に想定された行政サービス提供能力に比べて著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。</p> <p>第4条 固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）があるかどうかを確認しなければならない。</p> <p>2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。</p> <p>(1) 前条第1号及び第2号に掲げる固定資産のうち財産規則第2条第2号に規定する行政財産及び前条第3号から第6号に規定する固定資産（以下「行政財産等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 当該資産が使用されている業務の実績が著しく低下（概ね計画の50%程度）した場合 イ 当該資産の使用可能性を著しく低下（概ね計画の50%程度）させる変化があった場合 ウ 当該資産の業務運営環境が著しく悪化（概ね計画の50%程度）した場合</p> <p>第11条</p> <p>2 第4条第1項の規定により減損の兆候を確認した結果、減損の兆候がある場合（減損を認識した場合を除く。）には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1) 減損の兆候がある固定資産の用途、種類、場所及び帳簿価額等の概要 (2) 認識した減損の兆候の概要 (3) 減損の兆候について、第4条第4項の規定により複数の固定資産を一体として確認した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてその行政サービスを提供するものと認められた理由 (4) 第5条第2項各号に掲げる要件を満たしている根拠又は同条第1項第2号に掲げる時価の回復の見込みがあると認められる根拠</p>	<p>平成26年度の財務諸表作成に当たって、五領揚水機場については、指標である受益面積が当初計画に比べ減少しているため、減損の兆候があると判断するが、今後も当該施設の使用を継続するため、減損は認識しない旨注記に記載した。</p> <p>今後は、減損の兆候の判断について、年次決算整理時に確認し、漏れが生じないように正確な事務処理を徹底する。</p>
施設名	種類				場所	受益面積 (ha)		B/A									
		A 計画時	B H25														
五領揚水機場	建物	高槻市	583	163	28%												